

総基料第 132 号
平成 28 年 7 月 27 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
富永 昌彦

平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」（平成 28 年 5 月 27 日諮問第 3084 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 28 年 7 月 27 日情郵審第 43 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及び「コスト把握の精緻化」の取組について、平成 28 年度から平成 31 年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果を毎年度総務省に報告すること。
- 2 「8 收容」の原則^{*}を遵守すること。
※一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは 8 回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに 9 回線目の分岐端末回線を收容する必要が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。
- 3 平成 20 年度の見直し方法を参照して平成 27 年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成 29 年 2 月中に総務省に報告するとともに、公表すること。

以上